

2021 年版これで合格宅建士シリーズ 法改正・正誤表

令和3年5月14日
株式会社Kenビジネススクール
Ken不動産研究

このたびは「これで合格宅建士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。下記の書籍につきまして、修正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

■2021 年版 これで合格宅建士 基本テキスト



第4編 税・価格の評定

・453 ページ 3-5 住宅ローン控除<所得税

欄外 過去問題 2006年出題(住宅ローン控除) 問題文の部分

↓ 下記のように訂正いたします。

「令和3年中に居住用家屋を居住の用に供した場合において、住宅ローン控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額が3,000万円を超えるときは、その超える年分の所得税について住宅ローン控除の適用を受けることはできない。」 2006(○)

ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。